

京都教育大学大学院連合教職実践研究科科目等履修生規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 4年 2月 21日 最終改正

(趣 旨)

第1条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則（以下「研究科規則」という。）第38条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生（以下「履修生」という。）として本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者

(募 集)

第3条 履修生の募集は、4月入学及び10月入学の年2回とする。

(出 願)

第4条 履修生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、本学の定める期間中に所定の出願手続を行わなければならない。

2 志願者は、出願手続時に次の書類を提出しなければならない。

- 一 入学志願書
- 二 最終学校の卒業証明書
- 三 最終学校の成績証明書
- 四 健康診断書
- 五 検定料の振込を確認できる書類
- 六 その他、本学が必要と認めた書類

3 本学が別に定める者については、前項第二号及び第三号を適用しない。

(入学選考)

第5条 所定の出願手続を行った者についての入学選考は、教授会の議を経て、学長が決定する。

2 選考にあたっては、専修等に意見を求めることができる。

(入学手続)

第6条 選考に合格した者は、本学の定める期間中に所定の入学手続を行わなければならない。

2 選考に合格した者は、入学手続時に次の書類を提出しなければならない。

- 一 入学料の振込を確認できる書類
 - 二 その他、本学が必要と認めた書類
- 3 所定の入学手続を行った者に対して、学長が入学を許可する。
 - 4 所定の入学手続を行わなかった者については、入学を辞退したものとみなす。
(履修期間及び開始時期)
- 第7条** 履修期間は、2年とする。
- 2 履修期間の開始時期は、前期又は後期の始めとする。
(履修科目の申請)
- 第8条** 履修生は、所定の履修科目の申請手続(以下「履修申請」という。)を、開講期ごとに本学が定める期間中に行わなければならない。ただし、志願者は、所定の履修申請を出願時に併せて行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許法第2条第1項に定める「教育職員」のうち、講師を除く者(以下「現職教員」という。)は、本学が定める期間中に、一年度分の履修申請を一括して行うことができる。
 - 3 履修生は、履修申請時に次の書類を提出しなければならない。
 - 一 履修申請書
 - 二 健康診断書
 - 三 その他、本学が必要と認めた書類
 - 4 本学が別に定める者については、前項第二号を適用しない。
(履修申請できる単位数)
- 第9条** 履修申請できる単位数は、一年度につき8単位までとする。
- 2 10月に入学する者が、入学年度に履修申請できる単位数は、4単位までとする。
 - 3 9月末で履修期間を満了する者が、履修申請できる単位数は、4単位までとする。
 - 4 履修申請後に申請内容を変更することはできない。
(履修許可)
- 第10条** 履修申請のあった授業科目について、研究科規則第6条第1項に定める教授会の議を経て、学長が履修の可否を決定する。
- 2 審議にあたっては、コース等に意見を求めることができる。
(履修科目の確認)
- 第11条** 履修生は、所定の履修科目の確認手続(以下「履修確認」という。)を、開講期ごとに本学が定める期間中に行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、現職教員は、本学が定める期間中に、一年度分の履修確認を一括して行うことができる。
 - 3 所定の履修確認を行わなかった者については、履修を辞退したものとみなす。
(履修辞退)
- 第12条** 履修生は、大学の定める期日までに履修辞退届を提出することにより、履修を辞退することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、集中講義の履修辞退については、当該授業科目の開講日の前日までとする。
 - 3 履修生は、大学の責により入学した学期に履修許可された全ての授業科目を履修できなくなった場合に限り、入学辞退届を提出することにより、入学を辞退することができる。

(検定料, 入学料及び授業料の額)

第13条 履修生に係る検定料, 入学料及び授業料の額は別に定める。

(検定料, 入学料及び授業料の徴収)

第14条 検定料, 入学料及び授業料は, 本学が定める期日までに, 本学が指定する口座への振込により徴収する。

2 前項に定める授業料が所定の期日までに納付されなかった場合は, 当該の授業科目の履修を辞退したものとみなす。

(検定料, 入学料の不徴収)

第15条 現職教育のため任命権者により派遣又は推薦された者, 産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく内地留学生に対する検定料, 入学料を徴収しないことができる。

(既納の授業料等)

第16条 既納の検定料, 入学料及び授業料は, 原則として返還しない。

2 前項の規定にかかわらず, 第4条の出願手続を完了しなかった場合は, 本人の申し出に基づき検定料を返還することができる。

3 第1項の規定にかかわらず, 第6条の入学手続を完了しなかった場合及び第12条第3項に定める入学辞退を行った場合は, 本人の申し出に基づき入学料を返還することができる。

4 第1項の規定にかかわらず, 第12条第1項及び第2項に定める履修辞退を行った場合は, 本人の申し出に基づき当該授業科目に係る授業料を返還することができる。

(単位の認定)

第17条 履修した授業科目について試験を受け合格した者には, 所定の単位を与える。

2 前項の試験は, 京都教育大学単位の登録及び試験に関する規程(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

(単位修得証明書等)

第18条 前条第1項の規定により認定された単位については, 学長は本人の願い出に基づき単位修得証明書又は学業成績証明書を交付することができる。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか, 履修生についてなお必要な事項は, 大学院学生に関する諸規程の規定を準用する。

附 則

この規程は, 平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成20年12月26日から施行する。

附 則

この規程は, 平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は, 令和4年4月1日から施行する。

2 京都教育大学大学院教育学研究科規則第35条第2項に基づく履修生の受入れについては, 令和5年3月31日まで, この規程を準用する。